

2009年5月15日

各位

会社名 株式会社みずほフィナンシャルグループ
代表者名 取締役社長 塚本 隆史
本店所在地 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
コード番号 8411 (東証第一部、大証第一部)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、平成21年6月25日開催予定の第7期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

定款一部変更の件

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除、条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

なお、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、同法の施行日に現行定款第7条(株券の発行)を廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

また、平成20年7月1日以降の取得請求による第十一種の優先株式の取得、平成20年7月7日から平成20年7月24日までの期間に実施した当社普通株式の取得、並びに平成20年9月26日付で実施した当社普通株式及び第十一種の優先株式の消却に伴い、発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数(普通株式及び第十一種の優先株式)を減ずるものであります。(定款変更案第6条)

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す)

現行定款	変更案																
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>28,790,759,000株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。</p> <table><tr><td>普通株式</td><td><u>24,392,259,000株</u></td></tr><tr><td>第十一種の優先株式</td><td><u>1,398,500,000株</u></td></tr><tr><td>第十二種の優先株式</td><td>1,500,000,000株</td></tr><tr><td>第十三種の優先株式</td><td>1,500,000,000株</td></tr></table>	普通株式	<u>24,392,259,000株</u>	第十一種の優先株式	<u>1,398,500,000株</u>	第十二種の優先株式	1,500,000,000株	第十三種の優先株式	1,500,000,000株	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>28,485,271,000株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。</p> <table><tr><td>普通株式</td><td><u>24,115,759,000株</u></td></tr><tr><td>第十一種の優先株式</td><td><u>1,369,512,000株</u></td></tr><tr><td>第十二種の優先株式</td><td>1,500,000,000株</td></tr><tr><td>第十三種の優先株式</td><td>1,500,000,000株</td></tr></table>	普通株式	<u>24,115,759,000株</u>	第十一種の優先株式	<u>1,369,512,000株</u>	第十二種の優先株式	1,500,000,000株	第十三種の優先株式	1,500,000,000株
普通株式	<u>24,392,259,000株</u>																
第十一種の優先株式	<u>1,398,500,000株</u>																
第十二種の優先株式	1,500,000,000株																
第十三種の優先株式	1,500,000,000株																
普通株式	<u>24,115,759,000株</u>																
第十一種の優先株式	<u>1,369,512,000株</u>																
第十二種の優先株式	1,500,000,000株																
第十三種の優先株式	1,500,000,000株																
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	(削除)																
<p>第8条～第12条 (条文省略)</p>	<p>第7条～第11条 (現行のとおり)</p>																

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置き、<u>その他の株主名簿</u>、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第15条 当社は、<u>第54条</u>に定める剰余金の配当については、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において<u>第16条</u>に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">第十一種の優先株式</p> <p style="padding-left: 80px;">1株につき年50円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p style="padding-left: 40px;">第十二種の優先株式</p> <p style="padding-left: 80px;">1株につき年50円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p style="padding-left: 40px;">第十三種の優先株式</p> <p style="padding-left: 80px;">1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (現行のとおり)</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>③ 当社の株主名簿および<u>新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置き<u>その他の株主名簿</u>および<u>新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 (現行のとおり)</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第14条 当社は、<u>第53条</u>に定める剰余金の配当については、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において<u>第15条</u>に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">第十一種の優先株式</p> <p style="padding-left: 80px;">1株につき年50円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p style="padding-left: 40px;">第十二種の優先株式</p> <p style="padding-left: 80px;">1株につき年50円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p style="padding-left: 40px;">第十三種の優先株式</p> <p style="padding-left: 80px;">1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>③ (現行のとおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(優先中間配当金)</p> <p>第16条 当社は、<u>第55条</u>に定める中間配当については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、前条第1項本文で定める額の2分の1の金銭による剰余金の配当（本定款において「優先中間配当金」という。）を行う。</p>	<p>(優先中間配当金)</p> <p>第15条 当社は、<u>第54条</u>に定める中間配当については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、前条第1項本文で定める額の2分の1の金銭による剰余金の配当（本定款において「優先中間配当金」という。）を行う。</p>
<p>第17条～第30条 (条文省略)</p>	<p>第16条～第29条 (現行のとおり)</p>
<p>(種類株主総会)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ <u>第25条</u>から<u>第27条</u>まで、<u>第29条</u>および前条の規定は、種類株主総会において、これを準用する。</p>	<p>(種類株主総会)</p> <p>第30条 (現行のとおり)</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>③ <u>第24条</u>から<u>第26条</u>まで、<u>第28条</u>および前条の規定は、種類株主総会において、これを準用する。</p>
<p>第32条～第56条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第31条～第55条 (現行のとおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(株券喪失登録簿)</u></p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>② 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p>第2条 <u>本附則は、平成22年1月6日にこれを削除する。</u></p>

以上